

# 龍馬支店ご利用規定集

## 【龍馬支店ご利用規定】

本規定は、契約者と四国銀行（以下、「当行」といいます。）龍馬支店（以下、「当店」といいます。）との間で、第1項に規定する取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店と取引を行う場合は下記の条項のほか、第20項に定める各取引規定が適用されることに契約者が同意したものととして取扱います。

### 1. 当社との取引範囲

(1) 契約者は、本規定に基づき無通帳方式のインターネット専用口座による普通預金口座（以下、「預金口座」といいます。）を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。当店の取引では、通帳・証書の発行はいたしませんし、有通帳、有証書への変更もいたしません。なお、取引商品については、当行ホームページに掲載します。

- ① 普通預金
- ② 定期預金

(2) 当社で提供するサービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとなり、当店以外の当行本支店と、サービス内容、金利、手数料等が異なる場合があります。

### 2. 取引の開始

(1) 当社と取引が行える契約者は、日本国内に居住する満18歳以上の個人の方に限らせていただきます。事業を営むための取引につきましては、ご利用になれません。また、屋号のある名義についてもご利用になれません。

(2) 第17項(2)⑨、⑩の一つにでも該当する場合には、当行は預金口座の開設および利用をお断りします。

(3) 当社との取引開始にあたっては、第1項に定める預金口座が必要です。また、預金口座を開設、利用するためには、キャッシュカード（MCカード）の発行、ならびに《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングの利用登録およびメールアドレス登録が必須条件となります。

すでに《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービスをご契約の場合には、現在の契約内容に当店口座を登録口座として追加で登録します。

(4) 当店の預金口座の開設は、契約者お一人につき一口座とします。口座開設にあたっての取引時確認は当店所定の手続きによります。

(5) 第1項に規定する取引は、契約者が本規定を承認し、当行所定の申込書に必要事項を記入し、当行所定の必要書類を添えてお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に開始できるものとします。この際、当行所定の期間に亘りお手続きが行われない場合（当行から連絡が取れない場合も含む）、お申込みを無効とさせていただきます。また、口座開設時にご送付するキャッシュカードをお受取りいただけなかった場合は、口座開設時にお受けした口座、サービスを含め、全てのお申し込みを解約させていただく場合があります。

(6) 当店以外の当行本支店の取引を当社に変更することはできません。また、当店の取引を当店以外の取引店に変更することはできません。

### 3. お届印

(1) 当社と取引を開始する際には、当社との一切の取引に使用する印章（以下「お届印」といいます。）を届けてください。お届印は、契約者お一人につき一つ届出いただくものと、当社における取引において共通とします。

(2) 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引を行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. 本人の再確認

口座開設後、犯罪による収益の移転防止に関する法律等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合は、再度、当行所定の必要書類の提出を求めています。これらの必要書類の提出がない場合（当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、契約者届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます。）、当行は、当該契約者との取引の全部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 5. 当社との取引方法

(1) 契約者は本規定にもとづき、次の方法で当行と取引を行うことができます。なお、原則として、当社を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

① 《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービスによる取引

② 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。以下「ATM等」といいます。）による取引

③ その他当行が定めた方法による取引

(2) 上記(1)の各取引方法において、当社で取扱う各取引の種類・業務等は当行所定のものとし、当行本支店の窓口で扱う各取引の種類・業務等と異なる場合があります。

(3) 当店の取扱商品・業務等の取引方法については別途定めるものとし、各取引にかかる規定にしたがって取扱われるものとします。

### 6. 取引確認方法

当社における取引残高、取引明細等は、当行所定の期間《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービスを利用してご確認いただけますので、お客さまご自身で取引の都度、または一定期間毎にご確認ください。

### 7. A T M等の故障や通信機械およびコンピュータ等の障害時の取扱い

(1) 停電・故障等により当行のATM等による取扱いができない場合または通信機器・回線等の障害等により、《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービスによる取引ができない場合には、当店以外の当行本支店窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預金を払戻・預入等を受付けます。

(2) 上記(1)の理由により、当行ATM等または、《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービスによる取引ができない場合に、当店のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 8. 証券類の受入の禁止等

当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収証等その他の証券類の受入はいたしません。

## 9. 代理人カードの取扱

当店は、第2項に定める普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

## 10. マル優の取扱

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

## 11. 諸手数料

- (1) 再発行手数料その他の手数料は、当店の預金口座から払戻請求書なしに引落すものとします。
- (2) 当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行ホームページに掲載することにより告知します。手数料等に関する資料を書面で必要とする場合は、当店にご請求ください。

## 12. 通知および告知方法

- (1) 当行から契約者への各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、《四銀》インターネット・モバイルバンキングサービスに登録されたメールアドレスへの電子メールの送信、契約者届出書の住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行います。
- (2) 契約者届出の住所に郵送したご契約内容に関する書類が返戻された場合は、当行は、ご郵送後通常到着すべき期間の経過時に上記書類が到達したものとみなすことができ、保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により、契約者に損害が発生するなどの紛議が生じてても、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が、届出の電子メールアドレス等に各種通知・告知を行った場合は、通信事情などの理由により延着し、または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が契約者届出の住所または、電子メールアドレスあてに送付または送信した送付物、電子メールが未着として当行に返戻された場合、当行は送付物または電子メールの送付、送信を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。また、それによって生じた損害については当行は責任を負いませんし、返戻された送付物に関して、当行は保管責任を負いません。

## 13. 商品・サービス等の変更

- (1) 当行は、当店で取扱う商品・サービス等を契約者に事前に通知することなく任意に変更することができます。
- (2) 上記(1)については、変更にともない当行ホームページ、《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス等を一時停止させていただくことがあります。
- (3) 上記(1)(2)については、第12項に定める通知および告知方法により告知します。
- (4) 当行の任意の変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 14. 届出事項の変更等

- (1) お届印、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等、当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、当店に届出てください。変更の届出は当店の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、契約者に損害が生じてても責任は負いません。
- (2) 契約者が当店に届出した住所・電話番号・メールアドレスが、何らかの事由により契約者以外の方の住所・電話番号・メールアドレスになっていたとして

も、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 届出事項に変更があった場合、変更処理が終了する前に生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 当店以外の当行本支店にも取引がある契約者は、届出事項変更の際に別途当行本支店窓口での手続きが必要になります。
- (5) 当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

## 15. 喪失の届出

- (1) お届印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ電話連絡するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (2) お届印、キャッシュカード等を紛失した場合、喪失の届出がなされる以前に生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

## 16. 成年後見人などの届出

- (1) 成年後見制度利用者（保佐・補助等を含む）は当店で取引はできません。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (3) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人および任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (4) 上記(2)(3)の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 17. 当店取引の解約等

- (1) 契約者が、当店の預金口座を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引が解約となるものとし、契約者は当店所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、振込依頼書とともに当店へ提出してください。なお、当店で取引口座を残したまま、《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス契約のみを解約することはできません。また、手数料に未払いがある場合等は、即時に解約できないことがあります。キャッシュカードについては、契約者の責任において破棄してください。
- (2) 契約者が次の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。
  - ① 本規定その他の当行が定めた各規定に違反した場合
  - ② 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかった場合
  - ③ 住所・連絡先変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により当行に契約者の住所が不明となった場合
  - ④ 支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあった場合
  - ⑤ 申込内容に虚偽の申告があった場合
  - ⑥ 預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ⑦ 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ⑧ 取引時確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、契約者届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着の為当行に返送

された場合、および届出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます。)

- ⑨ 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑩ 契約者が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
  - ⑪ 預金口座開設後、初回入金金が1年間なかった場合、または1年以上にわたり当店普通預金口座への利息入金以外に当店と取引がない先
  - ⑫ キャッシュカードが郵便不着等で返却された場合
  - ⑬ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または20条第1項もしくは第3項にもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - ⑭ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑮ 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (3) 解約時に契約者への返還金などがある場合には、契約者が指定する金融機関の口座へ当行所定の手数料を差引したうえ、振込むものとします。なお、当行が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは行われません。

## 18. 免責事項

次の事由により当店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏えい等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変等当行の責めに帰することのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合
- (2) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合（当行の責めに帰すべき事由である場合であっても、当行に故意がない限り、当行の責任は契約者から受領したサービスの金額を上限とします。）

- (3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者情報が漏えいした場合
- (4) 申込書類等に使用された印影とお届印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行ったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故等があった場合
- (5) 住所・生年月日・電話番号等により本人確認を行ったにもかかわらず、他人になりすまし、その他の事故等があった場合
- (6) 契約者が各種届出事項の変更を怠った場合

## 19. 譲渡・質入れの禁止

当店の取引にもとづく契約者の権利および預金等の譲渡、質入れその他第三者の設定、もしくは第三者に利用させること等はできません。

## 20. 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、別途期日を定めて各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出してください。届出のあった在留期間が経過し、正当な理由もなく別途定める期日までに新しい在留期間の届出をしていただけなかったときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 1年以上ご利用のない預金口座において、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

## 21. 規定の準用

当店の取引において、本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、キャッシュカード規定、《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス利用規定等の各項および当行の手続き、取引慣例等により取扱うものとします。

## 22. 規定の変更

- (1) 当行は必要がある場合、本規定の内容を変更する場合があります。この場合、当行は当行ホームページにて告知することとし、契約者の承認を得ることは要しないものとします。
- (2) 規定の変更日以降は変更後の規定にて取扱うこととします。なお、当行の任意の変更によって損害を生じたとしても当行は一切責任を負いません。

## 23. 合意管轄

本契約にもとづく本店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以上

## 【《四銀》龍馬支店インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス利用規定】

### 1. 《四銀》龍馬支店インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス利用規定

#### (1) 定義

「《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキング」(以下「本サービス」という)とは、《四銀》インターネットバンキング(以下「インターネットバンキング」という)と、《四銀》モバイルバンキング(以下「モバイルバンキング」という)を併せたサービスの総称をいいます。

#### (2) サービスの内容

契約者のパーソナルコンピューター等の端末機またはご本人の携帯電話等、当行所定の端末機からインターネットを経由してあらかじめ指定された契約者名義の口座に対し、「照会」、「振込・振替サービス」、その他当行所定のサービスを行うことができます。

#### (3) 利用対象者

本利用規定を承認し、当行所定の申込書により申込を行った、龍馬支店に普通預金口座を新約する個人の方に限ります。なお、個人名義であっても事業でお使いの口座は利用できません。

#### (4) 取扱時間

当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、回線工事その他設備に保守若しくは工事上やむを得ない場合、または本サービスを提供する上で必要と当行が判断する場合は、取扱時間中であってもお客さまに予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。

### 2. サービスの申込

#### (1) ご利用口座の届出

契約者は、当行所定の申込書により、龍馬支店の普通預金口座を代表口座として登録します。契約者本人が既に本サービスをご利用いただいている場合は、龍馬支店の普通預金口座を登録口座のひとつとして登録することとします。

#### (2) パスワード等の届出(龍馬支店が代表口座の場合)

契約者は、本サービスの利用申込にあたり、当行所定の申込書にて「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」(以下、両パスワードを総称して「仮パスワード」という)を届出するものとします。

なお、本サービスご利用の際は、届出の仮パスワードを使用して、当行所定の方法によりパソコンではログインID(以下「ID」という)の取得、携帯電話ではサービス利用登録を行うものとします。(以下、本サービスご利用の際の操作を「利用開始登録」という)また、同時にパソコンまたは携帯電話にてパスワードの変更を行うものとします。変更後のログインパスワードと確認用パスワード(以下「パスワード」という)および取得するIDについては、当行所定の文字数を指定してください。なお、生年月日や電話番号、第三者から推測可能な文字・数字の指定は避けてください。利用開始登録は、申込後にご利用ガイドブックが郵送されましたら速やかに行ってください。申込日より180日以内に利用開始登録を行わなかった場合は、安全確保のため、本サービスの申込はなかったものとさせていただきます。

#### (3) 振込・振替限度額の届出(龍馬支店が代表口座の場合)

1日あたりの振込・振替限度額(以下「限度額」という)は、あらかじめ申込書により届けてください。限度額はすべてのご利用口座の1日あたりのご利用額合計が対象となります。また、インターネットバンキングの限度額とモバイルバンキングの限度額をそれぞれ届け出るものとします。限度額の届出が無い場合は、当行所定の限度額とします。限度額の変更は、所定の用紙による届出にて行うものとします。

### 3. 本人確認

#### (1) 本人確認

本サービス利用の都度、当行が受信したIDまたは携帯電話の識別情報およびログインパスワード等が、契約者が当行に届けている内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者本人と見なします。また、一部のサービスについては、当行が受信した確認用パスワードと契約者が届けている確認用パスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。当行が本規定にしたがって本人確認を行ったうえで取引を実施した場合、ID・パスワード等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。

#### (2) 利用停止

契約者がパスワードを当行所定の回数相違した場合は、当行は第三者が不正な操作を行っているものと判断し、本サービスの取扱を中止します。その際、契約者が再度本サービスを利用する場合には、当行所定の方法により届出を行うものとします。

#### (3) ID・パスワードの管理

契約者は、ID・パスワードについては、第三者に知られないよう自らの責任において厳重に管理を行うものとします。なお、これらにつき偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、ID・パスワードの当行への問い合わせには応じられません。

契約者は、当行所定の方法によって180日以内ごとにパスワードの変更を行うこととします。ただし、有効期限を過ぎた場合においても、経過後の初回ログイン時に変更できるものとします。なお、サービス開始時および書面により仮パスワードの変更届を提出した場合は、速やかに変更を行ってください。

#### (4) ID・パスワードの失念

万が一、ID・パスワードを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により、当行へ届け出てください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. 照会サービス

#### (1) サービス内容

契約者からの依頼に基づき、ご利用口座に対する「残高」「入金明細」を提供するサービスです。依頼は、契約者が占有する本サービスが利用可能な端末機を用いて行ってください。照会対象日は、当行が別途定めた期間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。

#### (2) 照会済内容の変更、取消

「残高」「入金明細」情報について、照会後に取引の変更または取消があった場合には、すでに照会した内容を変更または取り消すことがあります。

## 5. 振込・振替サービス

- (1) サービス内容  
振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座から「振込」、「振替」およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。  
ご利用口座以外の口座への資金移動を「振込」、ご利用口座間での資金移動を「振替」として取り扱います。なお、定期預金からの振込・振替はできません。
- (2) 依頼方法  
契約者は、本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、契約者が占有管理する機器を利用して当行所定の方法および操作手順に基づいて、所定の内容を入力するものとします。  
振込の場合の入金指定口座は、契約者が振込先をその都度指定する方式により行うものとします。入金指定口座は、所定の先数を実績として登録することが可能で、次回の振込に利用することができます。振替の場合の入金指定口座は、ご利用口座のみが指定できるものとします。
- (3) 振込・振替指定日  
当行の別途定めた期間の日を指定することができます。  
なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。
- (4) 依頼の確定  
当行は依頼内容を使用端末機に返送しますので、内容を確認のうえ当行所定の確認操作を行ってください。  
依頼内容は、確認操作を当行で受信した時点で確定するものとします。
- (5) 振込・振替手続  
即時の振込・振替は、依頼内容が確定した場合、当行はただちに支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続をいたします。  
振込・振替予約（日付指定の振込・振替）の依頼が確定した場合は、振込・振替指定日の営業開始時点で資金を引落しのうえ振込または振替を行います。残高不足等で引落しができなかった場合は、当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。なお、振込・振替の依頼が確定した場合は、その後本契約が解約されても本取扱を行うものとします。
- (6) 資金、振込手数料の引落し  
支払指定口座からの資金引落しは、各種預金規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。また、振込の場合は、同時に支払指定口座から所定の振込手数料の引落しを行います。
- (7) 予約の取消  
振込・振替予約の取消については、振込・振替指定日の当行が定める時刻までに行う場合に限り、契約者は端末機を用いて所定の方法により取消を行うことができます。
- (8) 振込・振替限度額  
振込・振替限度額は、2.(3)に定めた限度額を振込・振替依頼時に適用します。限度額を超える依頼はできません。なお、1日の限度額とは振込指定日が同一日の振込・振替金額合計とし、振込手数料は含みません。
- (9) 取引内容の確認  
契約者は、振込・振替依頼の確定後、端末機にて振込・振替受付結果を必ず確認してください。また、振込または振替の指定日に照会サービスまたは通帳記入を行って、振込または振替の取引結果を確認してください。なお、契約者と当行との間に依頼又は取引結果の内容について疑義が生じた場合は、当行

が一定期保存する電磁的な記録内容を正当なものとして見なします。

- (10) 振込・振替の不能事由  
以下の各号に該当する場合は、当行は振込および振替の依頼はなかったものとして取り扱います。
    - ① 振込または振替処理時に、振込金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額を超えるとき。
    - ② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
    - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
    - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。
    - ⑤ 当行または金融機関の共同システムの運営体が、相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に災害が生じたとき。
    - ⑥ 当行以外の金融機関の責に帰すべき理由により取引不能となったとき。
    - ⑦ その他、やむを得ない事情が生じたとき。
  - (11) 組戻・振込内容の変更  
即時の振込・振替および振込予約で取消の時限を過ぎた場合は、原則として依頼内容の変更、取消および組戻はできないものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認め、振込先銀行の承認が得られた場合において組戻または変更を承諾する場合は、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、手続を行うものとします。
  - (12) 振込資金の返却  
振込先銀行で入金口座が無いなどの理由により入金不能となった場合または組戻において返却された振込資金は、支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。また、組戻の場合は、別途手数料を申し受けます。
- ## 6. 定期預金取引サービス
- (1) サービスの内容  
契約者の端末機（モバイルバンキングは除く）を利用して、当行所定の定期預金の口座開設・預入、払出、解約および明細照会を行うことができるサービスです。  
本サービスにより預入する場合、マル優での取扱いはできません。
  - (2) 定期預金口座開設・預入
    - ① 本サービスの利用対象者は18歳以上の個人のお客さまに限りです。
    - ② 定期預金口座は、預入金額を引落しするご利用口座と別に定期預金として開設されます。開設された定期預金口座は、ご利用口座として登録されます。
    - ③ 定期預金の口座開設・預入にあたっては、端末機からの当行所定の方法による申込受付後、原則2営業日以内に定期預金取引が可能となります。口座開設と同時に預入手続きを行います。
    - ④ 口座開設・預入は、依頼日の翌営業日の取扱いとなります。
    - ⑤ 預入金額を引落しするご利用口座の種類によっては、口座開設できない場合があります。
  - (3) 定期預金の預入・払出等
    - ① 預入における元金は、指定したご利用口座より振替えるものとします。
    - ② 1回あたりの預入金額は、当行所定の取扱金額の範囲内とします。
    - ③ 払出（中途解約）における元金と利息は、指定したご利用口座に入金いたします。
    - ④ 預入日、払出日は依頼日当日の取扱いとなります。
  - (4) 定期預金の満期解約予約

指定する定期預金の満期解約を事前に申込みことができます。当行は満期解約予約に基づき、指定する定期預金について満期日当日に解約のうえ、登録されている利息入金口座へ入金いたします。

- (5) 適用金利  
本サービスで預入した定期預金の利率は、振替取引成立時点の当行所定の利率を適用します。
- (6) 取引等の不能事由  
以下に該当する場合、本サービスの取引は取扱いいたしません。
  - ① 預入日におけるご利用口座からの払出可能な残高が定期預金の預入金額に満たないとき。
  - ② ご利用口座に関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
  - ③ 差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と認めるとき。

## 7. 投資信託取引サービス

- (1) サービス内容  
契約者の端末機（モバイルバンキングは除く）を利用して、投資信託受益権の購入・売却注文、積立投信の新規・変更申込およびそれらに付随する業務を行うサービスです。
- (2) 利用対象者
  - ① 本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する20歳以上の個人のお客さまで、別途定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座に関する規定」、「＜四銀＞積立投信取扱規定」、「自動継続（累投）投資約款」の各規定に従い、当行で投資信託振替決済口座（以下、投資信託口座という）を開設いただける契約者です。なお、本サービスで利用いただける投資信託口座は特定口座に限ります。（一般口座は利用いただけません）
  - ② 本サービスを利用して投資信託口座開設を申込いただくことで、ご利用いただけます。
- (3) 投資信託のリスク  
投資信託は、株式、公社債等の値動きのある有価証券等に投資します。これらの有価証券等は、株式や債券相場（外貨建て資産の場合は為替相場）、金利等の指標の変動等による影響を受けますので、基準価額は変動します。従って、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性があります。申込の際は、「契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）」をご覧になり商品内容やリスク、手数料等について十分ご理解いただいたうえで、投資目的に合った商品をお客さま自らの判断と責任において購入いただきます。
- (4) 対象取引  
投資信託の購入・売却注文、積立投信サービスが利用できる投資信託は当行が指定するファンドとします。また、1回あたり取引限度額は当行所定の範囲内とします。  
当行所定の時限までに受付した取引注文は当日扱いとなります。当行所定の時限以降および銀行休業日に受付した取引注文は、翌営業日扱いとなります。注文取消は、当行所定の時限までに所定の方法で行うものとします。所定の時限を経過した場合は、注文を取消できません。
- (5) 購入代金等の取扱い
  - ① 投資信託の購入代金・特定口座源泉徴収選択時の税金の引落しは、投資信託指定預金口座から行います。ただし、本サービスでの購入注文時に、投資信託指定預金口座以外の登録口座を引落口座として選択した場合は、選択した引落口座から購入代金を引落します。本サービスでは投資信託指定預金口座は普通預金口座に限ります。
  - ② 原則として、受付日当日に当行所定の時限に投資信託指定預金口座から引落します。当行所定の時限以降および銀行休業日に受付した場合は、翌営業日に引落します。ただし、カードローンや総合口座の貸越を利用した引落しでの購入注文等はできません。

業日に引落します。ただし、カードローンや総合口座の貸越を利用した引落しでの購入注文等はできません。

- ③ 口座引落が成立しない場合、当行はお客さまからの依頼がなかったものとして、取引は成立しません。
  - ④ 複数ファンドの購入注文を受付し、その購入代金総額が引落口座の残高を超過する場合は、何れのファンドの購入代金を引落すかは当行の任意とさせていただきます。
  - ⑤ 積立投信サービスでは、申込金額を振替日に投資信託指定預金口座から引落します。ただし、振替日が銀行休業日の場合は、前営業日に引落します。毎月の振替日や増額月はファンド毎に異なる日付を指定することはできません。（既契約の振替日と同一といたします）
  - ⑥ 分配金・換金代金・償還金等は、投資信託指定預金口座に入金いたします。
- (6) 取引等の不能事由  
以下に該当する場合、本サービスの取引は取扱いいたしません。これにより、契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。申込受付後、取引を行うまでの間に、以下が生じた場合も同様とします。
    - ① 購入金額が指定の預金口座の残高を超えるとき。なお、契約が不成立となった後、指定の預金口座への入金等により預金口座の残高が購入金額に達した場合でも、引落しは行わず取引は行いません。
    - ② 指定預金口座に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
    - ③ 預金口座または投資信託受益権に対する差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と認めるとき。
    - ④ その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不可能と判断したとき。
  - (7) 取引内容の確認  
投資信託取引を行った後は、端末機にて注文状況を必ず確認してください。また、法令等で定められた取引内容を記載した書類を届出住所あてに郵送いたしますので、合わせて取引結果の内容を確認してください。
  - (8) その他  
本利用規定に定めのないものは、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座に関する規定」、「＜四銀＞積立投信取扱規定」、「自動継続（累投）投資約款」ならびにファンド毎の目論見書および目論見書補完書面の定めに従うものとします。

## 8. 外貨預金取引サービス

- (1) サービス内容  
契約者の端末機（モバイルバンキングは除く）を利用して、当行所定の外貨普通預金の口座開設・預入、預入、払出および明細照会、ならびに外貨定期預金の口座開設・預入、預入、中途解約、満期解約の事前申込および明細照会を行うことができるサービスです。
- (2) 利用対象者  
本サービスのご利用資格は20歳以上の個人のお客さまに限ります。
- (3) 利用可能口座
  - ① 本サービスを利用することができる口座は、本サービスに登録されている「登録口座」に限ります。
  - ② 本サービス利用口座として登録できる口座数は外貨普通預金、外貨定期預金ともに1通貨につき1口座です。
- (4) 取扱通貨

取扱通貨は当行所定の通貨とし、異なる外国通貨間の取引はできません。

- (5) 適用相場・適用金利
  - ① 本サービスにおいて、円預金口座との取引を行う場合に適用する外国為替相場は、処理を行う日の当行所定の適用相場とし、適用する金利は、処理を行う日の当行所定の金利とします。
  - ② 適用する外国為替相場・参考相場・適用金利・参考金利は本サービス画面上に公表します。これらの相場・金利は窓口で公表している外国為替相場および金利と異なる場合があります。また、これらの相場・金利を公表後に、外国為替相場の状況が大きく変動した場合には公表値を見直すことがあります。この場合、本サービスの取扱いを中止または一時停止することがあります。
- (6) 外貨預金のリスク  
円普通預金を「支払口座」として預け入れた外貨預金は、為替相場の変動により為替差損が生じ、支払時の円貨額が、入金時の円貨額を下回る（元本割れる）ことがあります。
- (7) 対象取引
  - ① 本サービスにおける1取引あたりおよび1日あたりの取引限度額は当行所定の限度額とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく取引限度額を変更することがあります。
  - ② 取引可能な時間は当行所定の日時とし、銀行営業日において当行所定の時間までに受け付けたものについては、原則として受付日当日扱いとして手続きを行います。当行所定の時間以降、および銀行休業日に受付したものについては、翌銀行営業日扱いとして手続きを行います。
  - ③ 依頼を受付した時点と取引日が異なる場合、当行所定の外国為替相場が変動することがあるため、契約者は、事前に為替変動幅を指定できます。なお、取引日に指定した許容為替変動幅を超えて不利に為替相場が変動した場合は、依頼がなかったものとして取扱います。
  - ④ 取引の取消は当行所定の時刻までに端末を用いて当行が指定する方法により依頼内容の取消を行うことができるものとします。当行にて受付処理が完了した取引は取消できません。
- (8) 外貨預金口座開設・預入
  - ① 本サービスで開設・預入する外貨預金口座は、代表口座の取引店に開設され、届出印は代表口座の届出印と共通とします。
  - ② 本サービスで開設・預入する外貨預金口座は、通帳および証書を発行しません。この外貨預金口座の取引内容は本サービス画面上で照会することにより確認するものとします。
  - ③ 本サービスの外貨預金口座開設・預入は、口座開設と同時に預入手続きを行います。ただし、既にサービス利用口座として登録済みの外貨預金口座と同一預金種類かつ同一通貨での新規口座開設・預入はできません。
  - ④ 本サービスで開設・預入した外貨預金口座は、申込後原則2営業日以内に登録口座に登録されます。
- (9) 取引等の不能事由  
以下に該当する場合、本サービスの取引は取扱いたしません。
  - ① 外貨預金の預入依頼金額が指定の預金口座の残高を超える場合。なお、不能となった取引の依頼については、取引日当日に入金等があっても引落しは行わず取引は行いません。
  - ② ご利用口座に関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
  - ③ 差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不相当と認めたとき。

## 9. 各種料金払込：Pay-easy（ペイジー）

- (1) サービス内容
  - ① 契約者の端末機からの依頼に基づき、ご利用口座から払込資金を引落して当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「各種料金」といいます。）を払い込むサービスを「各種料金払込：Pay-easy（ペイジー）」（以下「各種料金払込」といいます。）とします。
  - ② 利用時間は、当行が定める時間内としますが、収納機関の都合により当行が定める時間内でも利用ができないことがあります。
  - ③ 収納機関、利用時間は契約者に事前に通知することなく変更することがあります。
  - ④ 各種料金払込における限度額は、前記2.(3)に記載の限度額と同一額とし、振込・振替における限度額とは別枠として利用できるものとします。
- (2) 依頼方法  
収納機関から通知された納付情報等を契約者が占有管理する端末機から当行所定の画面に入力する方法または収納機関のホームページから情報を受け渡す方法によって当行所定の払込の依頼を行ってください。  
当行は、申込内容を端末機に返送しますので、所定の操作で確認してください。確認操作が当行に届いたときを依頼の確定とします。
- (3) 払込手続き  
当行は、依頼が確定すれば、直ちに支払口座から資金を引落のうえ払込手続きを行います。
- (4) 払込の不能事由
  - ① 払込処理時に、払込金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額を超えるとき。
  - ② 契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
  - ③ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。
  - ④ 契約者からの払込依頼内容について、所定の確認ができなかったとき。
  - ⑤ その他、当行が必要と認めたとき。
- (5) 依頼内容の変更、取消等  
依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。ただし、収納機関の都合により、一度受付けた払込について、取り消される場合があります。
- (6) 納付に関する問合せ等  
当行は、各種料金払込にかかる領収書（領収証書）は発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
- (7) 利用停止  
当行または収納機関所定の回数を超過して、所定の項目の入力を誤った場合は、各種料金払込の利用が停止されることがあります。各種料金払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

## 10. 公共料金の口座振替

- (1) 本サービス（「モバイルバンキング」は除く）では、契約者の依頼に基づき、契約者の指定するご利用口座について、当行所定の収納企業への諸料金等の支払に関する口座振替契約を締結することができます。
- (2) 前項による預金口座振替については、別途定める口座振替規定を適用します。
- (3) 収納企業への届出書は、契約者に代わって当行が届け出ます。
- (4) 収納企業の手続完了後、預金口座振替を開始するものとします。

- (5) 当行は、所定の収納企業（利用可能企業）について、契約者に通知することなく変更することがあります。

## 11. 住所変更届等

- (1) 本サービス（「モバイルバンキング」は除く）では、契約者の依頼に基づき、当行への届出住所、電話番号等、当行が定める事項について変更することができます。
- (2) 当座勘定、外国為替、融資、投資信託取引、非課税貯蓄申告書等を提出する取引を利用している場合は、本サービスでは住所変更等は行うことはできません。
- (3) 本サービスでは住所変更等の受付から処理まで当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 12. メール通知パスワードサービス

- (1) サービス内容  
メール通知パスワードとは、インターネットバンキングのご利用に際し、お客さまが以下の取引・サービスを行う際、確認パスワードに加えて、メール通知パスワードを入力することとします。ただし、ワンタイムパスワードを利用されている場合は、メール通知パスワードに替えてワンタイムパスワードを入力することとします。その場合は、メール通知パスワードは送信されません。
- ① 振込取引  
② 各種料金振込（国庫金・地公体は除く）  
③ メール関連情報変更  
④ ワンタイムパスワード申請
- (2) 利用方法  
メール通知パスワードは、前項の取引画面に遷移した際に、お客さまが登録されているEメールアドレスに送信します。送信されたメール通知パスワードは、ログアウトするまで何度でも使用できます。なお、1回のログインでメール通知パスワードが複数通知された場合は、当行が最後に送信したメール通知パスワードのみが有効となります。

## 13. ワンタイムパスワードサービス

- (1) サービス内容  
ワンタイムパスワードとは、インターネットバンキングのご利用に際し、情報提供サービス対応携帯電話機等（以下「携帯電話」といいます）にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「ソフトウェアトークン」といいます）及び「パスワード生成器」（以下「ハードウェアトークン」といいます）により生成され、60秒毎に変化する可変的なパスワードのことをいいます。
- 3.(1)におけるログインID・パスワードに加えてワンタイムパスワードを用いることにより、契約者の本人確認を行うサービスです。
- (2) 利用方法
- ① 申込方法  
契約者は、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合、インターネットバンキングから「ソフトウェアトークン」もしくは「ハードウェアトークン」の申込を行ってください。
- A. ソフトウェアトークン  
当行は申込を受付けた後に、契約者が指定した携帯電話のメールアドレスへ電子メールを送信します。契約者は、当行所定の方法によりトークンの動作に必要な基本ソフト（以下「携帯アプリ」といいます）を携帯電話にダウンロードし、当該携帯アプリに当行より送信された電子メールに記載のサービスID、ユーザーID、契約者が指定した利用開始パスワードを入力して、トークンを発行します。
- B. ハードウェアトークン

当行は、契約者の届出住所にハードウェアトークンを発送します。ハードウェアトークンの発送は、日本国内に限ります。なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当社所定の利用申込を行ってください。

- ② ワンタイムパスワード利用開始  
契約者は、トークンに表示されているワンタイムパスワードを入力するものとします。契約者が入力したワンタイムパスワードと、当行が保有しているワンタイムパスワードが一致した場合、当行は契約者からのワンタイムパスワードの利用開始の依頼とみなし、以後ワンタイムパスワードを契約者の本人確認の手続きに利用します。
- ③ ワンタイムパスワードによる本人確認手続き  
ワンタイムパスワードの利用開始後は、インターネットバンキングにおける当行所定の取引において、ログインID・パスワード等に加え、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続きを行いますので、当行所定の方法により入力してください。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードと、当行が保有するワンタイムパスワードの一致を確認します。
- ④ ワンタイムパスワードの利用中止  
ワンタイムパスワードの利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングから「ソフトウェアトークン」もしくは「ハードウェアトークン」の利用解除の申込を行ってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認の手続きにワンタイムパスワードの入力が不要となります。
- (3) トークンの有効期限
- ① ソフトウェアトークン  
トークンの有効期限は、当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合には、その旨トークンに通知しますので、有効期限の更新を行ってください。
- ② ハードウェアトークン  
ご登録いただいたメールアドレスに対し有効期限の60日前からメールにてご連絡させていただきます。
- (4) ワンタイムパスワードおよびトークンの管理  
ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯電話及び「ハードウェアトークン」は、紛失・盗難に遭わないよう契約者の責任において厳重に管理するものとします。トークンをインストールしている携帯電話や「ハードウェアトークン」を紛失した場合もしくは、盗難に遭った場合など、第三者に使用されるおそれがある場合には、速やかに当行に届け出てください。
- (5) ワンタイムパスワードサービスの利用停止  
契約者がワンタイムパスワードを当行所定の回数以上連続して誤入力された場合には、当行はワンタイムパスワードサービスの利用を停止します。契約者が利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届け出てください。
- (6) 発行手数料  
ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードサービスの発行手数料は無料です。ハードウェアトークンによるワンタイムパスワードサービスの発行手数料は、当行所定の手数料をいただきます。
- (7) 免責事項
- ① 前項(2)③の本人確認手続きを経た後に取引を行った場合、当行は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。



- ② トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 14. 通知手段

契約者は、当行からの通知等の手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。契約者は届出の電子メールアドレスについて変更があった場合、契約者自らが端末機により届け出るものとします。変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 15. 海外でのご利用について

契約者が本サービスを海外からご利用する場合には、各国の法令や事情、その他の事由により、本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があります。

#### 16. 届出事項の変更等

- (1) 契約者は、本サービス申込書に記載の届出内容に変更がある場合には、代表口座のお届印を押印した当行所定の書面により直ちに届け出るものとします。変更の届出は当行所定の処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 住所変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

#### 17. 解約等

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとします。
- (3) 登録口座が解約されたときは、その口座における本サービスの契約は解約したものとします。
- (4) 契約者に以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当行は契約者に事前に通知することなく、いつでも本契約を解約することができるものとします。
- ① 支払の停止、破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ③ 相続の開始があったとき。
  - ④ 1年以上にわたり本サービスの利用が無いとき。
  - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となったとき。
  - ⑥ 当行の取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
  - ⑦ 契約者が、当行に支払うべき手数料を延滞したとき。
  - ⑧ 契約者が本サービスを不正利用したとき。

#### 18. 免責事項

- (1) 契約者は、パンフレット、ホームページ等に記載されている通信の安全性のために採用している当行所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策および本人確認手段について理解し、リスク内容を承諾したうえで本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず不正利用により契約者が損害を受けた場合、当行は責任を負いません。

- (2) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに携帯電話やインターネット等の不通により、本サービスと取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 公衆電話回線や専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のID・パスワード等または照会口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩しあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) システムの更改あるいは障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) 本サービスに使用する機器および通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (7) コンピューターウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (8) 申込書をはじめとする各種書面の印影と、代表口座の届出印の印影を当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合で、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があったとき、それにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- (9) 本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害に対し、当行は一切の責任を負いません。

#### 19. 暗証番号等の盗用による損害

- (1) 前項にかかわらず、暗証番号等の盗用により、他人に本サービスを不正に使用され生じた取引については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 暗証番号等の盗用による不正利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
  - ② 当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該取引が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当行が善意無過失であることおよび契約者に過失があることを当行が証明した場合には、補てん対象額を減額することがあります。また、当行が善意無過失であることおよび契約者に重大な過失があることを当行が証明した場合は、補てんしません。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、暗証番号等の盗用による不正な取引が行われた日（取引日が明らかでないときは、暗証番号等の盗用による不正な取引が最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該取引が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A. 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
    - B. 契約者が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して暗証番号等が盗用された場合

## 20. サービスの追加、変更、廃止

サービス内容は、契約者に通知することなく追加、変更および廃止を行う場合があります。今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

## 21. 規定の変更

本規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。この場合、当行は当行のホームページ上の「《四銀》インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定」を改訂し、表示します。なお、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。

## 22. サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができます。

## 23. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、定期預金規定等の各種規定により取扱います。

## 24. 譲渡、質入れなどの禁止

本サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れ、第三者への貸与などはできません。

## 25. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 26. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2019年10月1日現在